

## 文化庁における国際文化交流の推進について

I. 文化芸術基本法（平成13年12月7日）の公布・施行

第7条：文化芸術振興の基本理念として、国際的な交流及び貢献の推進

II. 文化芸術基本法の成立を受け、文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成14年12月10日）を閣議決定。

今後の取り組み及び基本的施策として、「国際文化交流の推進」をあげる。

※文化芸術の振興に関する基本的な施策（国際交流等の推進）に対する対応

1. 伝統文化から現代文化に至るまで魅力ある我が国の文化を総合的かつ計画的に発信するため、官民を通じた国際文化交流を進める上での理念や具体的な方策等を明確にし、関係府省及び国際交流基金その他の関係機関等の緊密な連携・協力の下、国際文化交流を推進する。

①国際文化交流懇談会の開催

河合長官の私的懇談会として平山郁夫東京芸術大学学長を座長に、国際文化交流懇談会を設置。官民を通じた国際文化交流を総合的、計画的に進める上での理念や具体的施策などについて議論し、平成15年3月に報告書「今後の国際文化交流の推進について」を公表。

②国際文化交流に関する関係省庁等連絡会議の設置

国際文化交流の推進に向けて関係省庁等の緊密な連携協力を図るため、国際文化交流に関する関係省庁等連絡会議を設置。

→平成17年7月に公表された文化外交推進懇談会報告書『文化交流の平和国家』日本の創造を」のフォローアップを担当。

③日本文化総合発信事業（18年度新規事業）

海外での日本文化受入に関するニーズを把握するとともに、日本の文化芸術団体等の活動を調査し、これらの情報をインターネット等を用いて英語で海外に提供することにより、日本文化を総合的に発信するための体制を強化する。

2. 文化芸術に関する国際的な相互交流や意見交換を推進するとともに、我が国の文化人・芸術家等と海外関係機関との交流を強化することにより、国際的な人的ネットワークを形成する。

①国際文化フォーラムの開催

内外の著名な文化人・芸術家が、世界の文化の最新情報や課題に関する知見を、講演・討論・座談会を通じて提供するとともに、世界に向け、日本文化を発信する目的で2003年より開催。

## ②文化庁文化交流使の派遣

芸術家、文化人等、文化に携わる者を、一定期間「文化庁文化交流使」として海外へ派遣するなど、諸外国における日本文化への理解の深化や、日本と諸外国の芸術家・文化人のネットワークの形成・強化につながる活動を2003年より展開

3. 文化交流の国内の拠点である国立の文化施設、文化交流機関等において、相手国の対応機関との継続的な専門家の交流や各種事業の共同実施を推進し、国際文化交流のネットワークづくりを推進する。

### ①国際文化フォーラムの開催（再掲）

### ②文化庁文化交流使の派遣（再掲）

4. 関係機関の連携、ネットワークの有効な活用を通じて、芸術家や文化芸術団体の相互交流、各分野の文化芸術の国際交流、国際フェスティバルの開催、我が国の文学作品の翻訳による海外発信などを推進する。

### ①国際交流年への対応

「国際交流年」を伝統文化から現代文化まで日本文化を総合的に発信する機会として、様々な事業を実施あるいは支援。

<最近の主な交流年>

- ・「日本年」「中国年」（2002年）
- ・日韓国民交流年（2002年）
- ・日ASEAN交流年（2003年）
- ・日韓友情年2005（2005年）
- ・日EU市民交流年（2005年）
- ・日豪交流年（2006年）
- ・中東との集中的文化交流事業（2006年）

### ②優れた芸術の国際交流

- ・二国間における芸術団体等の派遣公演や招へい公演に対する支援
- ・海外との優れたオペラ等の共同制作に対する支援
- ・世界で開催される有名なフェスティバル等への参加に対する支援
- ・我が国において、世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て、音楽、舞踊、演劇等の国際フェスティバルの開催

### ③海外映画祭への出品支援等

海外映画祭において、優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、出品等にかかる経費の支援

5. 二国間又は国際機関を通じて、人類共通の財産である世界的な文化遺産の保存修復のための協力や、人材育成、共同研究などを積極的に展開するとともに、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」（平成14年12月9日発効）の適切な実施を図る。

### ①文化財国際協力等推進会議の開催

人類共通の財産である世界の文化遺産を保護・保存するためには、国際的な交流・協力が不可欠であり、国内外の文化財に関する優れた調査研究、保存修復のための高度な技術等を蓄積してきた我が国に対する期待はこれまで以上に高まっている。

こうした中、我が国として、政策的な観点から文化財分野における総合的な国際協力等の在り方について検討を行うため、「文化財国際協力等推進会議」（座長 平山郁夫東京芸術大学長）を開催し、平成16年8月に、「文化財国際協力コンソーシアム（仮称）」の構築などの提言が報告された。

## ②文化財の不法輸出入等の規制について

「文化財不法輸出入等禁止条約」を締結（平成14年12月9日発効）

## Ⅲ. 国際文化交流における新たな課題への対応

### ○ 文化財国際協力コンソーシアムの構築

文化外交推進懇談会の報告や、文化財国際協力等推進会議の報告を受け、国内の政府機関、研究機関、NGOなどが一体となって効率的・効果的な文化財国際協力を推進するため、国内各機関等のネットワーク構築、情報の収集・提供、調査研究等を実施する文化財国際協力コンソーシアムの構築に向けて取り組んでいるところ。

### ○ 文化多様性の保護・促進への対応

本年秋のユネスコ総会にて文化多様性条約が採択されたことから、今後我が国においても文化多様性の保護・促進、それに伴う国際協力などをさらに積極的に推進していく必要がある。

### ○ 東アジアとの文化交流の推進

我が国と東アジア諸国は長い歴史にわたる思想、知識、技術等の交流を通じて、多くの文化や価値観を共有している。

今後、文化交流や対話、文化面での国際協力等を通して相互理解を促進し、将来の「東アジア共同体」形成に向けて一体感を醸成していくべきである